

千葉市立幕張海浜病院調達什器等共通仕様書

1 適用

千葉市立幕張海浜病院調達什器等共通仕様書（以下、「本仕様書」という。）は、千葉市立海浜病院の病院移転に伴い新たに必要となる什器、備品又は消耗品（以下、「納入品」という。）の調達業務に適用するものである。

2 業務概要

本業務は、本仕様書に記載するもののほか、納入場所への搬入・組立・設置・据付業務を含むものとする。

また、納入品は、特記仕様書に記載する規格・品質を有するものとする。

あわせて、医療機器・什器等の移転に関しては別途本市から「移転業務委託」によりブルームビルド株式会社へ委託しており、納入品の搬入にあたっての工程や各種調整・取りまとめは、当該委託業務受注者（以下、「移転業務受注者」という。）の指示に従うものとする。

3 納入品等について

(1) 納入品の仕様

ア 納入品は、特記仕様書に記載する参考品番の仕様を厳守すること。

イ 納品後、本市より要望があった場合は J O I F A 加盟メーカーからの出荷証明書を提出すること。

ウ 納入品は、新品・未使用品であること。

エ 契約金額には、現地下見、納入品の運搬、養生、搬入・組立・設置、調整及び納品確認（品質材料、数量、規格等の妥当性の確認）等、本業務の遂行に必要な経費全てを含むものとする。

(2) 同等品

ア 仕様書に記載する仕様と同等以上の機能を有する物品での参加を可能とする。

イ 同等品による提案を行う場合は、既に製品化され市販されているものに限るものとし、当該製品の仕様及び形状が確認できる資料（製品三面図、実物写真等）

を提出すること。

ウ 同等品確認申請については、入札説明書に記載のとおり提出すること。

4 納入品の搬入・組立・設置・据付及び検査について

(1) 前提

各納入品は、什器配置に係るレイアウトに基づき、搬入、設置及び配置調整を行うものとする。

なお、レイアウトについては、現在調整中であるため、契約締結後に受注者へ提示するものとする。

ただし、本市の都合により設置場所の変更等が生じた場合には本市の指示に従うこと。

(2) 搬入・組立・設置・据付

ア 納入品の搬入・組立・設置・据付の調整について

(ア) 設置・据付にあたっては、レイアウトのとおり配置し、棚板・仕切板など付属品がある場合は、すぐに使用できる状態にして引渡すこと。

設置・据付にあたり、現地調整を必要とする場合は、納入者の負担により実施すること。設置場所と寸法等について、「レイアウト」に変更が生じた場合は、状況に応じて現場実測により、本市と協議し調整すること。

(イ) 搬入・組立・設置・据付にあたっては、本市が別途計画している電源取出しLAN配線、引越し作業等の進捗状況に留意し、作業進行をすること。

(ウ) 鍵の引渡しについては、紛失防止の観点から本市と引渡し方法を協議し、決められた方法で引渡しを行うこと。

(エ) 据付の際は粉塵等が飛散しないよう配慮すること。また、据付により発生した塵や切かす等は納入者の負担により清掃して、持ち帰り、適切に処分すること。

(オ) 搬入・組立・設置・据付等に関する疑義については、本市の指示によること。

イ 搬入等の日程について

(ア) 納入品の搬入・組立・設置・据付日・時間帯は別途移転業務受注者と調整の

上、決定する。

(イ) 搬入と組立・設置・据付は別日の場合がある。

(3) 自主及び発注者の検査と立会確認

ア 納入者は、納入品の据付後、発注者の検査に先立って、納入品の仕様や数量等を自主的に検査すること。不備があれば、発注者の検査前に是正措置を実施すること。

イ 納入者は、発注者の検査日に立会わなければならない。

ウ 納入品の据付後、すみやかに納入年月日、数量、納入メーカー名等を記載した納品書を提出すること。

エ 納入品について、本市の要請があった場合には、その取扱いについての説明を必要回数行うこと。

オ 自主及び発注者の検査に直接必要な費用は、納入者の負担とする。

5 固定資産管理支援

(1) 受注者は、本市の固定資産台帳登録に必要な事項を入力したデータを契約締結後すみやかに下記メールアドレスまで提出すること。(別途本市が指示する様式を使用し、「xlsx」形式にて提出すること。)

病院局経営企画課メールアドレス：kikaku.H0@city.chiba.lg.jp

(2) 受注者は、納入時に管理用の備品シールを、原則として物品1個につき1枚用意し貼付すること。(備品シールは、本市が指定する規格品を受注者負担の上用意すること。シールに記載する年月日等の項目やシール貼付箇所は別途本市より指示するものとする。)

6 搬入及び搬出について

納入者は、搬入ルールに関する説明会に出席し、移転業務受注者が定める搬入管理に関するルールについて遵守すること。

なお、本ルールの詳細については契約締結後に別途調整のうえ定めることとし、残材や作業資材の搬出等についても、本ルールの適用対象に含むものとする。

7 その他

その他不明な点については、本市と協議の上、実施すること。

連絡先

千葉県病院局経営企画課開院準備班

千葉県千葉市中央区千葉港1番1号（高層棟4階）

電話043-245-5741